一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府、京都市、舞鶴市、綾部市、城陽市、八幡市、京田辺市及び木津川市並びに京都府乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡宇治田原町並びに相楽郡和束町及び精華町
二　地域再生計画の名称　京都府における移住促進、文化産業形成、府民総活躍による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府、舞鶴市、城陽市、向日市、八幡市、京丹後市、南丹市及び木津川市並びに京都府綴喜郡井手町、相楽郡和束町並びに与謝郡与謝野町
二　地域再生計画の名称　京都府における共生社会の推進及び地場産業振興による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府、京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、南丹市及び木津川市並びに京都府綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡精華町並びに船井郡京丹波町
二　地域再生計画の名称　京都全域における地域づくりと一体となった広域観光地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百三十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　亀岡市
二　地域再生計画の名称　「森の京都」における亀岡エリア地域活性化プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　亀岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百二十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡笠置町
二　地域再生計画の名称　笠置コミュニティ創造事業
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡笠置町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三百三十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府船井郡京丹波町
二　地域再生計画の名称　京丹波映画の里づくりプロジェクト～負の遺産を活用したまちづくり～
三　地域再生計画の区域の範囲　京都府船井郡京丹波町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府
二　地域再生計画の名称　「郊外ｄｅ活躍のまち・大阪」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　大阪府の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨木市
二　地域再生計画の名称　「リノベのいばらき」プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　茨木市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三